

べっかい協働のまちづくり補助金（公募型） 制度概要

べっかい協働のまちづくり補助金（公募型）とは？

「べっかい協働のまちづくり補助金」（公募型）は、町民によるまちづくり活動を支援する補助金です。

町民の自発的な活動により、広く町民参加が見込まれる市民活動や、コミュニティの充実を目的とする事業に対し、町民と行政との協働を図るため事業経費の一部を補助するものです。

対象

団体の条件と事業内容の条件があり、両方を満たす事業が対象となります。

【補助対象団体】

- 団体構成員中、町民が 3 人以上含まれていること。
- 活動拠点が町内にあること。
- 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。
- 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確に、上記要件を満たしていること。

【補助対象事業】

町民の自主的な市民活動や非営利的なまちづくりにおける取り組みを対象とし、地域活性化を図るために多くの町民に共感を与え公益性や将来性が見込まれる事業で以下の要件を満たすもの。

- 原則町内で実施される事業であり、主たる対象が町民であること。
- 事業の「計画」「効果」「収支計画」が明確であること。
- 同一事業について、他の別海町による補助金を受けていないこと。
- 事業効果が町民および町の発展に寄与するものであること。
- 補助区分「スタート応援型補助金」については、これから結成する団体又は既にある団体が初めてまちづくりに取り組む事業であること。

要件及び公募に係る時期

事業実施期間が前期分は 4 月から 9 月及び通年実施事業であり、後期分は 10 月から 3 月までに実施する事業。公募に係る時期は、前期・後期の年 2 回とし、1 ヶ月程度の公募をする。

補助区分・補助上限額等

補助区分	上限額	補助率	事業目的
地域づくり補助金	50 万円	8/10	町民が主体となった、地域らしさの継承や新しい地域の創造を目指す取り組みによって、 <u>活力ある地域づくりが見込まれる活動</u> や、 <u>今後のまちづくりの担い手となることが見込まれる活動</u>
まちいきいき支援型補助金	100 万円	5/10	町全体の活性化を目的として、広く町内外に共感を与え、 <u>今後町を支える事項のひとつとなることが見込まれる活動</u>
スタート応援型補助金	15 万円	8/10	結成間もない団体や、他分野において既に活動している団体が、 <u>新たにまちづくり活動を行う準備等のために行う活動</u>

※補助金は、町の予算の範囲内での交付となります。

※補助金交付額の単位は千円単位とし、千円未満は切り捨てとなります。

※交付回数の限度等について

- ・スタート応援型補助金は、1 団体につき 1 回のみ対象となります。
- ・同一団体による申込みは、原則として 1 年度 1 事業のみとなります。
- ・同一団体が同一の目的をもって実施する事業は、3 回を限度としています。

補助区分別事業の一例

補助区分	主な分野	事 例
地域づくり補助金	地域資源の活用	・地域資源を活用したイベント ・地域親睦・交流イベント開催 ・地域資源を活かした体験学習の推進活動 ・地域資源を活かした地産地消の取組み
	新しい地域の創造	・新たな人材育成や発掘を目的とした各種フォーラムや研修会の開催 ・地域の課題解決に取り組む研究調査 ・趣味を通じた活動による地域づくり事業
	より良い生活環境や住環境を目指す活動	・沿道の清掃や草刈り活動 ・多くの町民が利用する施設やその周辺の環境整備活動 ・緑化運動の推進活動 ・公共用施設等の保全と活用を目指す活動

補助区分別事業の一例

補助区分	主な分野	事 例
まちいきいき 支援型補助金	新しい創造で別海 町を支えるイベント や企画	・各地域の団体や個人によって組織される実行委員会主催のイベント ・全町民を対象とした大規模イベント（世代間交流・異業種交流 など） ・町を広く全道・全国に PR し発信する企画事業
スタート 応援型補助金	まちづくり活動を始 める準備	・団体がまちづくり活動を始めるための備品等整備

※上記事例等は一例です。

※ここであげる「地域」とは、町内における各地区をいいます。

補助対象経費

（対象となる経費）

対象事業を実施するために直接必要となる経費が補助対象経費となります。

※事業実施団体宛の領収書等により、団体が支払ったことを確認できるものである必要があります。

【例】

支出科目	内 容
報 償 費	講師等への謝礼など
旅 費	講師等への交通費など
消 耗 品 費	会議資料・チラシ・ポスター類の用紙代、事務用品代、材料費など
印 刷 製 本 費	パンフレット・ポスターの印刷代など
使 用 料	会場使用料など
賃 借 料	車両、機材のレンタル料など
燃 料 費	事業に使用する車両や機械の燃料費など
通 信 費	切手代、はがき代、郵送料など
保 険 料	事業参加者の保険料など
手 数 料	振込手数料など

※補助金を活用して作成するポスターやチラシ類には、

「べつかい協働のまちづくり補助金採択事業」と表示するよう努めてください。

(対象とならない経費)

次にあげるものは補助対象経費として認められません。

項 目	内 容
事業収入など	「事業参加料」「寄付」「協賛金」「官公庁以外の補助金」及び、これらに類する収入に相当する額を補助対象外とし、補助対象経費から差し引く。
余剰金など	事業完了後に余剰金（繰越金等）またはこれに類するものが生じた場合、これに相当する額を補助対象外とし、補助対象経費から差し引く。
事業実施団体に係る飲食、報酬など	事業運営者または事務局などの飲食経費や、報酬等の経費は補助対象外経費とする。 ただし、事業に伴う会議等で必要な飲料や、労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料は補助対象経費としてよい。
無料配布物など	事業参加者に無料もしくは著しく安価な価格で配られる賞品や、事業目的との関係性に乏しい飲食類等に係る経費は補助対象外経費とする。
金券など	商品券等の金券に類するものに係る経費は補助対象外経費とする。 ただし、地域通貨的な商品券は補助対象としてよい。
団体運営経費など	対象事業以外の目的を有する経費や、事業実施団体（主催者等の事業運営者または事務局等）の経常的な支出を伴う経費は補助対象外経費とする。 ただし、スタート応援型補助金において、事業目的と一致する場合は補助対象経費としてよい。
不動産売買など	不動産の取得などに係る経費は補助対象外経費とする。
備品購入など	単品での使用が可能であり、対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を超えるものに係る経費は補助対象外経費とする。 ただし、スタート応援型補助金において、事業目的と一致する場合は補助対象経費としてよい。
予備費など	予備費、もしくはこれに類する経費を補助対象外経費とする。
支払いが不明確な経費など	領収書等により、支払いが明確にできない経費を補助対象外経費とする。
その他	町長が社会通念上適切でないと認めた経費は補助対象外経費とする。

応募の手続きと審査方法等

【提出書類】

- ①事業申込書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③収支予算書（第3号様式）

【添付書類】積算根拠となる見積書、カタログ資料等

※事業で使用する物品等は町内からの購入に努めてください。

- ④団体概要書（第4号様式）

【添付書類】団体規約、団体名簿、総会資料等

- ⑤その他必要書類（事業内容の説明に必要なもの等）

【審査】

申込団体には「評価委員会」へ出席していただきます。

評価委員会では、申込者が事業の概要等を説明し、評価委員が事業に対する質問・助言等を行い、審査基準に基づき評価します。